

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用）について

法定選挙運動費用＝選挙時登録日現在選挙人名簿登録者数 × 人数割額＋固定額

(参照) 公職選挙法第194条

公職選挙法施行令第127条

選挙区名	登録者数	人数割額	固定額	制限額
香川県第1区	308,255人	× 15円	+ 21,300,000円	= <u>25,923,900</u> 円
香川県第2区	246,453人	× 15円	+ 19,100,000円	= <u>22,796,800</u> 円
香川県第3区	229,019人	× 15円	+ 19,100,000円	= <u>22,535,300</u> 円

(百円未満の端数は百円とする。)

前回（R6衆議）の法定選挙運動費用

1区 25,947,000円

2区 22,855,700円

3区 22,583,800円